

掛川市規則第18号

掛川市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成29年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市営住宅管理条例施行規則（平成17年掛川市規則第117号）の一部を次のように改正する。

第20条の次に次の1条を加える。

（管理の特例に係る条例の規定の適用に関する技術的読替え）

第21条 条例第67条第3項の規定による条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項及び第2項、第5条（第4号を除く。）、第6条第3項及び第4項、第8条第2項及び第3項、第9条第2項、第10条第1項及び第2項、第11条第1項第1号及び第2項から第6項まで、第12条第1項及び第2項、第13条第1項及び第2項、第20条第3項、第26条、第27条第1項及び第2項、第31条第1項及び第4項、第33条、第34条第1項、第35条（明け渡しの請求及びあっせんに係る規定に限る。）、第40条第1項、第41条第1項、第5項及び第6項、第55条、第57条第2項、第58条、第59条第2項から第5項まで、第62条、第65条並びに第66条	市長	静岡県住宅供給公社の理事長
第9条第5項	市長は	静岡県住宅供給公社の理事長は
	市長が割当て	静岡県住宅供給公社の理事長が割当て
様式第1号から様式第6号まで、様式第10号から様式第13号まで及び様式第15号	（あて先）掛川市長	（あて先）静岡県住宅供給公社理事長

別表中

掛川市営住宅和田団地	掛川市和田95番地の1、108番地の2
------------	---------------------

を

掛川市営住宅和田団地	掛川市和田108番地の2
------------	--------------

に改める。

様式第2号中 「」 を削り、同様式（注）中2を削り、3を2とする。

様式第13号を次のように改める。

市 営 住 宅 返 還 届 出 書

年 月 日

（あて先）掛川市長

所在地
 届出者 住宅名 団地 棟 号室
 氏 名 ㊟
 電話番号

次のとおり市営住宅を返還するので、届け出ます。

返 還 年 月 日		年 月 日			
返 還 理 由					
家 賃		月分まで支払済み		滞納額 月分まで 円	
連絡先	移転先の住所	電話番号			
	勤務先	所在地 名 称		電話番号	
敷 金 等 の 還 付 先 口 座		金融機関名		本支店名	
		口座番号	普通 当座	口座名義	
返還（明け渡し） 立 会 人		氏名		本人との関係	
		住所	電話番号		
管理連絡員確認欄		管理連絡員 氏 名 ㊟			

（注）

- 1 この届出書は、7日前までに 提出してください。
- 2 敷金の送金先口座が家族等入居者本人以外の名義の場合には、別に委任状が必要です。
- 3 本支店名の欄も、必ず記入してください。
- 4 敷金等の還付先口座は、県外の金融機関の場合には、都市銀行又は地方銀行の口座を指定してください。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。